



2009年度 9月実施
ファイナンシャル・プランニング技能検定

3級 実技試験

個人資産相談業務

実施日 2009年9月13日(日)

試験時間 13:30~14:30(60分)

注意

1. 本試験の出題形式は、三択一式5題(15問)です。
2. 筆記用具、計算器具(プログラム電卓等を除く)の持込みが認められています。
3. 試験問題については、特に指示のない限り、2009年4月1日現在施行の法令等に基づいて解答してください。
4. 試験時間中は、乱丁・落丁、印刷不鮮明に関する質問以外はお受けできません。
5. 不正行為があったときは、すべての解答が無効になります。
6. 解答用紙の注意事項を必ずお読みください。
7. 中途退出はできません。
8. 試験終了後、試験監督者が解答用紙を回収しますので、着席したままお待ちください。問題用紙はお持ち帰りください。
9. その他、試験監督者の指示に従ってください。

この試験の模範解答は9月13日(日)午後5時30分以降、当会のホームページに掲載します。
(<http://www.kinzai.or.jp/answer/fp.html>)

10月27日(予定)に受検者全員に合否通知書を送付するほか、当会のホームページで合格者の受検番号を掲載してお知らせします。

(<http://www.kinzai.or.jp/ginou/>)

解答にあたっての注意

- 1．問題は，【第1問】から【第5問】まであります。
- 2．各問の問題番号は，通し番号になっており，《問1》から《問15》までとなっています。
- 3．解答にあたっては，各設例および各問に記載された条件・指示に従うものとし，それ以外については考慮しないものとします。
- 4．各問について答を1つ選び，その番号を解答用紙にマークしてください。

【第1問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問1》～《問3》）に答えなさい。

《設例》

35歳で会社を退職して以来、個人で喫茶店を経営しているAさんは、社会保険庁から「ねんきん定期便」を受け取った。Aさんは年金についてはあまり知識がなく、老後のことも不安だったので、ファイナンシャル・プランナーであるDさんに相談した。

なお、Aさんおよび家族に関する資料等は、以下のとおりである。

〔Aさんおよび家族に関する資料〕

- ・ Aさん（満49歳） 昭和35年6月8日生まれ
- ・ 妻B（満46歳） 昭和38年4月25日生まれ
結婚以後、専業主婦であったが、現在はAさんの喫茶店を手伝っている。
- ・ 子C（満21歳） 昭和63年8月8日生まれ
大学生で、国民年金保険料の学生納付特例の適用を受けており、大学卒業後は国内の大学院への進学を希望している。

公的年金の加入歴（見込みを含む）

	20歳	22歳	退職・自営（35歳）	60歳
Aさん	学生で 未加入 （未納 34月）	厚生年金保険 （146月）	国民年金 （300月）	
			全額免除 （36月）	納付（114月） （付加保険料納付 なし）
	19歳	結婚・退職（23歳）		60歳
妻B	厚生年金保険 （48月）		国民年金 （444月）	
			納付 （110月）	全額免除 （36月）

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問1》 Aさんおよびその家族における国民年金保険料の納付について、Dさんが説明した次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

- 1) 国民年金保険料の学生納付特例は大学卒業までの適用であるので、子Cが大学卒業後、国内の大学院に進学した場合は、子Cの所得が一定の金額以下であっても学生納付特例の適用を受けることはできない。
- 2) 国民年金保険料を前納した場合には、保険料が割り引かれる前納割引制度がある。
- 3) 国民年金保険料の納付が免除または猶予された期間の保険料は、2年以内に限り追納をすることができる。

《問2》 Aさんおよび妻Bに支給される見込みである公的年金制度からの老齢給付について、Dさんが説明した次の文章および計算式の空欄 ~ に入る語句または数値の組合せとして、最も適切なものはどれか。

	64歳	65歳
Aさん	特別支給の老齢厚生年金（報酬比例部分）	老齢厚生年金 老齢基礎年金（付加年金を含む）
	63歳	65歳
妻B	特別支給の老齢厚生年金（報酬比例部分）	老齢厚生年金 老齢基礎年金

Aさんおよび妻Bは、()以上の厚生年金保険の被保険者期間および、老齢基礎年金の受給資格期間を満たすことにより、特別支給の老齢厚生年金（報酬比例部分）が生年月日に応じた支給開始年齢から支給される。

なお、Aさんが今後も国民年金の第1号被保険者として設例のように保険料を納付し続けた場合、Aさんに65歳から支給される老齢基礎年金および付加年金の金額（平成21年度価額）は、次の計算式で算出される。

$$\begin{aligned} &\cdot \text{老齢基礎年金の金額} = 792,100\text{円} \times \frac{()\text{月} + 36\text{月} \times 1/3}{480} \\ &\cdot \text{付加年金の金額} = ()\text{円} \times 150\text{月} \end{aligned}$$

- | | | | |
|----|-----|-----|-----|
| 1) | 1年 | 410 | 200 |
| 2) | 6カ月 | 410 | 400 |
| 3) | 1年 | 264 | 400 |

《問3》 Aさんは老後の生活資金として、年金を少しでも増やしたいと考えている。Dさんが説明した次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

- 1) Aさんのような個人事業主は、一定の要件を満たすことにより、小規模企業共済制度に加入することができるが、同共済制度の掛金は、所得税の計算上、その全額が小規模企業共済等掛金控除の対象となる。
- 2) Aさんは、付加保険料を納付する場合でも、それと併用して国民年金基金に加入することができる。
- 3) Aさんが確定拠出年金の個人型年金に加入した場合、Aさんが拠出した個人型年金の掛金は、所得税の計算上、その全額が社会保険料控除の対象となる。

【第2問】 次の設例に基づいて，下記の各問（《問4》～《問6》）に答えなさい。

《設 例》

居住者である会社員のAさん（52歳）は，以下の10年固定利付国債を保有しているが，新たに，日経平均株価に連動することを目標とする国内ETF（上場投資信託）への投資についても考えており，その商品性をファイナンシャル・プランナーに相談することにした。

Aさんが保有している10年固定利付国債

- ・発行日　：2006年3月20日
- ・購入日　：2008年10月8日
- ・償還日　：2016年3月20日
- ・クーポンレート：1.6%（年）
- ・購入価格：100.20円（額面100円につき）
- ・償還価格：100.00円

上記以外の条件は考慮せず，各問に従うこと。

《問4》 日経平均株価に連動することを目標とする国内ETF（上場投資信託）の特徴に関する次の文章の空欄　～　に入る語句の組合せとして，最も適切なものはどれか。

居住者が国内ETFを保有する場合，原則として，特定口座を利用することが（　　）。また，売買をする際には，指値注文の利用が（　　）ことや，制度信用取引の利用が（　　）ことなどの点が特徴として挙げられる。

- | | | | |
|----|------|------|------|
| 1) | できる | できる | できない |
| 2) | できる | できる | できる |
| 3) | できない | できない | できる |

《問5》 居住者である個人が保有する固定利付国債および日経平均株価に連動することを目標とする国内ETF（上場投資信託）の税制に関する次の記述のうち，最も不適切なものはどれか。

- 1) 平成23年12月31日までに固定利付国債を譲渡した場合の譲渡益に対しては，10%（所得税7%・住民税3%）の税率により課税される。
- 2) 平成23年12月31日までに受ける国内ETFの収益分配金に対しては，10%（所得税7%・住民税3%）の税率により源泉徴収が行われる。
- 3) 国内ETFに係る譲渡損失と，申告分離課税を選択した国内上場株式の配当金等（一定の大株主等が受けるものを除く）に係る配当所得は，確定申告により損益通算をすることが可能である。

《問6》 Aさんが現在保有している10年固定利付国債を、2年間保有した後に100.40円(額面100円につき)で譲渡する場合の所有期間利回りとして、次のうち最も適切なものはどれか。
なお、利回りの計算は単利の年率換算とし、税金や手数料等は考慮せず、計算結果は%表示における小数点以下第3位を四捨五入すること。

- 1) 1.57%
- 2) 1.59%
- 3) 1.70%

【第3問】 次の設例に基づいて，下記の各問（《問7》～《問9》）に答えなさい。

《設 例》

Aさん（40歳）は，平成21年6月に新築住宅（認定長期優良住宅ではない）を購入し，すぐに入居した。Aさんが購入した住宅の概要は，以下のとおりである。

また，Aさんは平成21年末に，当該新築住宅を購入する際に借入れをした金融機関から下記の「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書（抜粋）」を受け取る予定である。

Aさんが購入した住宅および借入金の概要

住宅の取得価額：4,700万円

自己資金：1,700万円

金融機関からの借入金：3,000万円

専用住宅であり，Aさんの持分が100%である。

平成21年分 住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書（抜粋）

住宅取得資金の借入れ等をしている者	住 所	東京都江戸川区 × × ×		
	氏 名	A		
住宅借入金等の区分	租税特別措置法第41条第1項第1号該当 (租税特別措置法施行令第26条第7項第1号該当)	住宅借入金等の内訳	1. 住宅のみ	
			2. 土地等のみ	
			③. 住宅及び土地等	
住宅借入金等の金額	年末残高	予定額	29,700,000円	
	当初金額	平成21年6月10日	30,000,000円	
償還期間又は賦払期間		平成21年7月から 平成46年6月まで	の25年0月間	

上記以外の条件は考慮せず，各問に従うこと。

《問7》 不動産取得税に関する次の記述のうち，最も適切なものはどれか。

- 1) 不動産取得税とは，取得した不動産の所在する市町村および特別区が，その不動産の取得者に課す税金である。
- 2) Aさんが購入した住宅用家屋および住宅用土地に係る不動産取得税の標準税率は，5%である。
- 3) 一定の要件を満たす新築住宅（認定長期優良住宅ではない）を購入した場合，不動産取得税の課税標準の算定上，住宅1戸につきその住宅の価格から，最高1,200万円が控除される。

《問8》 住宅借入金等特別控除（認定長期優良住宅ではない）に関する次の文章の空欄 ～ に
入る数値の組合せとして、最も適切なものはどれか。

居住者が、住宅借入金等を利用して一定の要件を満たす住宅を取得し、原則として、その年の12月31日まで継続して居住していた場合には、住宅借入金等特別控除の適用を受けることができる。平成21年中に居住の用に供した場合の住宅借入金等特別控除の控除期間は（ ）年間で、住宅借入金等の年末残高の適用限度額は（ ）万円である。なお、合計所得金額が（ ）万円を超える年については、住宅借入金等特別控除の適用を受けることができない。

- 1) 10 5,000 3,000
- 2) 15 4,000 3,000
- 3) 10 3,000 2,000

《問9》 Aさんが、平成21年の所得税について受けることのできる住宅借入金等特別控除額として最も適切なものは、次のうちどれか。

なお、住宅借入金等特別控除額を差し引く前の所得税額はその年分に差し引くことができる特別控除額以上の金額であり、住宅借入金等特別控除の適用を受けるための要件はすべて満たしているものとする。

- 1) 148,500円
- 2) 297,000円
- 3) 300,000円

【第4問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問10》～《問12》）に答えなさい。

《設 例》

Aさんは現在、賃貸住宅に居住しているが、新たに戸建住宅の購入を考えている。そこで、中古住宅の情報を集めていたところ、現在Bさんが所有している土地・建物が、Aさんの希望に沿う物件であったため、Aさんは具体的に購入を検討することとした。しかし、住宅の購入が初めてで不安もあることから、不動産登記の内容や、不動産に関する税金などについて調べることにした。

《問10》 不動産登記記録に関する次の文章の空欄 ～ に入る語句の組合せとして、最も適切なものはどれか。

不動産登記記録は、表題部と権利部に分かれており、権利部はさらに甲区および乙区に分かれている。表題部の土地の表示には、所在・()・地目・地積等が、区分建物ではない建物の表示には、所在・家屋番号・構造・()等が記載されている。一方、権利部の甲区には()に関する登記事項が記載されており、乙区には賃借権などの()以外の権利に関する登記事項が記載されている。

- | | | | |
|----|------|-------|-----|
| 1) | 地番 | 床面積 | 所有権 |
| 2) | 住居表示 | 床面積 | 抵当権 |
| 3) | 地番 | 建物の名称 | 抵当権 |

《問11》 AさんとBさんの売買における不動産登記に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

- 1) 売主であるBさんは、売買契約と同時に所有権移転登記を行わなければ、AさんとBさんとの間で不動産の売買契約が有効に成立しない。
- 2) 不動産登記記録上で、土地・建物の所有権者がBさんとなっても、真の所有権者はBさんではないこともあるので十分に調査する必要がある。
- 3) Aさんより先に、第三者であるXさんが、Bさん所有の土地・建物に所有権移転の仮登記をしたとしても、当該仮登記が本登記に変更される前に買主であるAさんが所有権移転登記をすれば、Aさんの所有権移転は、つねにXさんに優先する。

《問12》 Aさんが設例の中古住宅を購入した場合，登録免許税を納めることになるが，登録免許税に関する次の文章の空欄 ～ に入る語句または数値の組合せとして，最も適切なものはどれか。

Aさんが，平成23年3月31日までの間に，床面積（ ）㎡以上，築年数が，原則として，20年（耐火住宅は25年）以内である等の要件を満たす中古の住宅用家屋を取得し，居住の用に供した場合，取得後（ ）以内に行う所有権移転登記に係る登録免許税は，（ ）%の軽減税率が適用される。

なお，当該家屋の敷地の所有権移転登記に係る登録免許税については，平成23年3月31日まで，（ ）%の軽減税率が適用される。

- | | | | | |
|----|----|-----|-----|-----|
| 1) | 25 | 1年 | 0.4 | 1.0 |
| 2) | 50 | 6カ月 | 0.4 | 2.0 |
| 3) | 50 | 1年 | 0.3 | 1.0 |

【第5問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問13》～《問15》）に答えなさい。

《設 例》

Aさんは、将来の相続のことを考え、婚姻期間25年になる妻Bへの生前贈与等を行うことを検討している。Aさんの親族関係図は、以下のとおりである。

長女Cは独立しており、Aさんは、財産のほとんどを妻Bに相続させたいと考えている。

Aさんには、妻Bおよび長女Cのほかに推定相続人はおらず、Aさん、妻Bおよび長女Cは日本国籍で、かつ、日本国内に住所を有し、Aさんの財産はすべて日本国内にあるものとする。

Aさんの親族関係図



参考 贈与税の速算表

基礎控除および配偶者控除後の課税価格	税率	控除額
200万円以下	10%	
200万円超 300万円以下	15%	10万円
300万円超 400万円以下	20%	25万円
400万円超 600万円以下	30%	65万円
600万円超 1,000万円以下	40%	125万円
1,000万円超	50%	225万円

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問13》 妻Bが、相続税評価額2,500万円の居住用不動産をAさんから受贈し、贈与税の配偶者控除の適用を受けられる場合、納付すべき贈与税額として、次のうち最も適切なものはどれか。なお、その年中に妻Bが、Aさんおよびその他の者から受贈した財産は他にないものとする。

- 1) $(2,500万円 - 2,000万円 - 110万円) \times 20\% - 25万円 = 53万円$
- 2) $(2,500万円 - 2,000万円) \times 30\% - 65万円 = 85万円$
- 3) $(2,500万円 - 1,500万円 - 110万円) \times 40\% - 125万円 = 231万円$

《問14》 贈与税の配偶者控除の適用要件に関する次の文章の空欄 ~ に入る語句または数値の組合せとして、最も適切なものはどれか。

贈与税の配偶者控除の適用を受けるためには、贈与時に婚姻期間が()年以上あり、かつ、同一の配偶者からの贈与の場合、過去にこの適用を受けたことがないこと等が必要である。なお、贈与税の配偶者控除の適用により納付すべき税額が「0(ゼロ)」となった場合、贈与税の申告書は提出する()。

その後、贈与者の死亡により、贈与税の配偶者控除の適用を受けた者が相続財産を取得した場合には、相続税額の計算上、贈与税の配偶者控除の適用を受けた金額を、相続税の課税価格に()。

- 1) 20 必要がない 加算する
- 2) 25 必要がある 加算する
- 3) 20 必要がある 加算しない

《問15》 仮に、Aさんが平成21年中に死亡し、下記の相続財産と遺言を残した場合、長女Cの遺留分について説明した次の文章の空欄 ~ に入る語句または数値の組合せとして、最も適切なものはどれか。なお、妻Bおよび長女Cに対する生前贈与はないものとする。

Aさんの相続財産と遺言

Aさんの相続財産(遺留分算定基礎財産): 8,000万円

Aさんの遺言による指定相続分: 妻B: $\frac{7}{8}$ (7,000万円) 長女C: $\frac{1}{8}$ (1,000万円)

相続人が妻Bと長女Cの場合、長女Cの遺留分の割合は()であり、長女Cが減殺請求できる遺留分の金額は()万円である。ただし、遺留分の減殺請求権は、遺留分権利者が相続および遺贈等があったことを知った時から()行使しないとき、または相続開始の時から10年を経過したときに消滅する。

- 1) 4分の1 2,000 10カ月間
- 2) 2分の1 2,000 1年間
- 3) 4分の1 1,000 1年間

(メモ余白)